

日本語・生活学習プログラム(仮称)の 検討のためのワーキンググループ

NPO法人国際活動市民中心(CINGA)

コーディネーター 新居みどり

■大前提： 多様で多層的な学びの機会が提供されるべき

	論点	議論事項	意見
1	プログラムの基本的な構成	① コース設定 ・ Aコース(入国前入国直後)と、Bコース(永住許可や帰化に向けた学習)について ② 学習方法 ・ (生活学習)ICT教材によるeラーニング(オンデマンド)を中心とし、合わせて対面講座の受講を推奨について ・ (日本語学習)Aコース(仮称)について、eラーニングを中心としつつ、Bコース(仮称)について、認定日本語教育機関等を活用した対面講座(同時双方向型オンライン)を中心とすることについて	○段階的・ライフステージに応じた学びが重要 ○大人の学びであるならば「教える」より、「理解する」という視点が重要 ○住む場所によって格差が生じないように国が整備 ○個々にあった「オンデマンド」「オンライン双方向」「対面」の組合せが重要 ○学ぶ方法は多様であるほうがよい ○地方における認定日本語教育機関の不足 ○日本語教師たちの賃金アップ待遇改善が大前提 ○対面学習をするためには「人」「場所」「教材・カリキュラム」「お金」が重要になるが、誰が負担するのか明確に。 →場所として社会教育施設(図書館等)や全国の大学・政府施設(入管地方局等)の活用

	論点	議論事項	意見
1	プログラムの基本的な構成	③ 学習の評価 ・ 学習量(時間数)や能力評価の指標(日本語能力)の在り方について ④ 対象者 ・ 優遇措置の対象となっている場合(高度専門職)、日本語能力が要件となっている場合(育成就労等)、生活学習や日本語学習が義務付けられている場合(育成就労)の取扱いについて ・ 対象者の年齢に関する考え方について	○時間数・試験による判定も重要だが、より大事なのは自主的に生活できるためのコミュニケーション力であり、総合的な判断が重要 ○Bコースにおいては、地域住民として生きていく人に学ぶ権利を保障すべき ○Aコースは在留資格によっては事業主が責務を果たすこと ○子どもは国と自治体が責務をもって、プレクラス・プレスクールで学ぶことができるように ○超過年齢の子どもたちの地域での学びの保障を

	論点	議論事項	意見
2	学習内容	① 生活学習 ・「生活・就労ガイドブック」を内容のベースとすることについて ・ライフステージに応じて発展・充実した内容を学習できるようにすることについて ・永住者、帰化希望者を想定した学習内容について ② 日本語学習 ・「日本語教育の参照枠」を参照した「生活Can Do」ベースとすることについて ・学習プログラムでの最終目標を「自立した言語使用者」レベルとすることについて ・Aコースで目指すレベルについて ・Bコースについて、中期、長期の2段階の達成レベルを設定することについて ・Bコース(仮称)では、認定日本語教育機関等の活用を検討することについて	○外国人相談の分析を踏まえた知識提供を ○権利と義務 ○大人への説明ならば「理由」「意味」を説明する ○同時性・双方向性も重要 ○外国人相談センターでの個別対応能力拡大 ○段階的に説明の機会を変えていく 「外国人に」ではなく「外国人にも」わかるの視点 ○日本語と母語の両方が大事 ○一人一人の人生に沿ったアセスメントが重要 ○多層的な学びが重要 ○中断してもまた学べることが重要 ○生活日本語教師、地域日本語教育コーディネーター等の「ひと」が重要であり、持続的に仕事として従事できる環境整備が必要

	論点	議論事項	意見
3	受入れ機関の役割	○ 受入れ機関の役割 ・ 家族(「家族滞在」)を含めた受講状況の確認及び受講支援 ・ 本人と家族に対する対面講座の受講促進 ・ 勤務時間内に受講できる環境の整備 ・ 国による標準コンテンツ(デジタルコンテンツ、教材等)を利用した講座の実施	○ 事業主の責務と労働環境(勤務時間内の受講保障等)の整備を ○ 対面学習をするためには「人」「場所」「教材・カリキュラム」「<u>お金</u>」が重要になるが、<u>誰が負担するのか明確に。</u> → 地域生活者も学べるように企業建物等の提供

	論点	議論事項	意見
4	地方公共団体の取組との関係	① 地方公共団体(都道府県・市区町村)における取組 ・ 地方公共団体における対面講習の重要性について ・ 国による標準コンテンツ(デジタルコンテンツ、教材等)の活用について ・ 地方公共団体による地域事情(地域独自のルール、方言等)の学習について ② 国と地方公共団体との連携 ・ 地方公共団体の対面講習等の取組に関する国の支援の在り方について ③ 地方公共団体間の連携・都道府県と市区町村との間の役割分担について	○対面学習はあらゆる点においても重要 ○都道府県による広域対応ができる 同時・双方向のオンライン学習の提供 ○国による最低限のオンデマンド学習機会保障 ○自治体によっては費用の負担が難しい ○本人が費用を負担することであってもよいが、そのためには、自分にあった学びの方法が多数あり、そこから「選択」できるように

	論点	議論事項	意見
5	在留審査への反映	① 在留審査における受講状況等の確認 ・ 在留審査での受講状況等の確認を、学習プログラム受講の動機付けとすることについて ・ 在留審査における確認の在り方について ◇入国前の学習状況の確認 ◇Aコース(仮称)の受講状況の確認(初回の在留期間更新許可申請の審査時 等) ◇Bコース(仮称)の受講状況の確認(永住許可申請の審査時、10年以上など長期の滞在となる場合の在留申請の審査時、長期の在留期間の付与を希望する在留申請の審査時等) ・ 永住許可申請の審査においては、B1相当レベル以上の日本語能力の証明を求め、生活学習に関し、受講だけでなく理解度も確認することについて ② 帰化手続における受講状況等の確認・Bコース(仮称)の受講状況を、帰化許可申請の審査で確認することについて・帰化許可申請の審査においては、受講だけでなく生活学習に係る理解度も確認することについて	○このプログラムの受講が「動機付け」となるためには、在留資格審査の透明化が必須 ○公正な機会の提供 ○外国人も母国・母文化において自立的な生活ができる言語能力を有しており、生活するに十分な知識・制度・ルールを理解をした一人の大人であることを忘れない

	論点	議論事項	意見
6	その他	○ 上記1～5以外の視点・留意事項等	① 公的負担の徹底:継続的な予算配分を ② 継続的な検証と見直しを: 日本語・生活学習プログラムの試行時だけではなく、継続的な検証とプログラム内容の見直しと開発ができる仕組みを ③ 地域日本語教室の固有の役割の再評価を: プログラムの導入により標準的な言語能力の習得が進む一方で、地域日本語教室が果たしてきた「居場所づくり」「孤立防止」「身近な生活相談」「人とのつながり・エンパワメント」「まちづくり」という福祉的・社会包摂的な機能の重要性の再認識・再評価を。 ④ 地域に暮らす住民同士の相互理解の促進と受容教育の展開: 多文化共生は外国人だけの適応責任ではなく、受け入れ側(地域住民・行政・受入れ企業)の意識改革や環境整備との「双方向性」が不可欠